

令和2年度第4回

立川市介護保険運営協議会会議録

令和2年11月30日（月）

立川市福祉保健部介護保険課

■ 日時：令和2年11月30日（月曜日）午後3時08分～5時00分

■ 場所：立川市役所 1階 101会議室

■ 出席者：（敬称略）

◎ 日本社会事業大学 教授	下垣 光
○ りは職人でい	南雲 健吾
弁護士	岡垣 豊
社会福祉法人立川市社会福祉協議会	鉢嶺 由紀子
立川市民生委員児童委員協議会副会長	河野 はるみ
至誠特別養護老人ホーム	鈴木 篤
老援団幸町居宅介護支援事業所	峰岸 康一
立川訪問看護ステーションわかば	尾崎 多介代
市民公募（第1号被保険者）	西村 徳雄
市民公募（第1号被保険者）	八木 和夫
市民公募（第2号被保険者）	石川 恭子
市民公募（第2号被保険者）	宮本 直樹

[ 職員 ]

保健医療担当部長	吉田 正子
介護保険課長	白井 貴幸
介護保険課介護給付係長	竹内 亜喜
介護保険課介護保険料係長	山口 智子
介護保険課介護認定係長	渡部 光生
介護保険課事業所係長	高瀬 邦也
介護保険課介護給付係	大平 麻美
介護保険課介護給付係	中内 美咲
高齢福祉課長	小平 真弓
高齢福祉課業務係長	久保田 耕一
高齢福祉課在宅支援係長	石垣 裕美
高齢福祉課介護予防推進係長	杉山 裕一
高齢福祉課地域包括ケア推進係長	伊藤 和香子

[ コンサルタント ]

（株）総合環境計画	福井 瑠栞
-----------	-------

**【1 開会のあいさつ】**

○副会長 会長がまだ到着していないので、代行で副会長が進行をさせていただく。早速だが、第4回介護保険運営協議会を開催させていただく。

**【2 資料確認】**

○副会長 はじめに、事務局から資料の確認をお願いする。

○介護給付係長 本日の協議事項、報告事項に関わる資料の確認をさせていただく。まず、議事次第、資料1「立川市高齢者福祉介護計画第8次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)」だが、事前に配布しているが修正等があるので、差し替えを机上配布している。資料2「介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定有効期間の改正について」は事前配布。資料3「パブリックコメントおよび市民説明会の開催について」も修正があるので差し替えを机上配布。資料4「地域密着型サービス事業所および居宅介護支援事業所の開設・廃止について」は当日配布。資料5「令和2年度における認知症高齢者グループホームおよび小規模多機能型居宅介護事業所の開設について」も当日配布となっている。以上、今日の資料配布は5点になる。

資料の確認は終わったが、事務局から介護保険運営協議会について、お願いがある。お配りした議事次第をご覧ください。3 その他 (2)地域密着型サービス調査検討会の臨時会についてだが、立川市審議会等会議公開規則第4条に基づき、非公開とさせていただきたい。理由について、当案件は立川市情報公開条例第7条に規定される公にすることにより、個人の権利、利益を害する恐れがあるもの、および、公にすることにより、当該法人等、または当該事業を営む個人の競争上、または事業運営上の地位、その他、社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するためである。大変恐縮だが、本案件は、非公開とさせていただく。傍聴の方はいないが、もし傍聴の方がいれば、ご退席をお願いしたい。

いつも最後に申し上げているが、議事録作成のため、発言をされる委員は挙手をしていただき、指名をされた後に発言するようにお願いする。事務局も、役職名を申し上げた上で説明等をさせていただく。事務局からは以上となる。

○副会長 事務局から説明があった通り、議事次第3 その他の地域密着型サービス調査検討会の臨時会については非公開とさせていただく。

### 【3 立川市高齢者福祉介護計画 第8次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)について】

○副会長 それでは、議事次第に従い進めさせていただく。はじめに、協議事項1 立川市高齢者福祉介護計画第8次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)について、ご協議をいただきたいと思う。事務局から説明をお願いする。

○介護給付係長 素案は、事前配布させていただいたが、第5回計画策定等調査検討会での意見に基づき、文言の修正等を行ったので、差し替え版をご覧いただきたいと思う。なお、修正箇所等については、赤字になっている。この素案については、内容の抜粋となっていることをご承知おきいただきたい。

第1章、第5章、第6章、第7章について、計画策定等調査検討会では既に委員から一定の承認をいただいているが、介護保険運営協議会では初めてになるので、意見をいただければと思う。また、本日承認をいただいた後、12月議会でお示しする予定である。その後、12月中旬からパブリックコメント、市民等からの意見募集の実施を予定している。パブリックコメント等については、この後の報告事項(2)で説明させていただく。

では、第1章、第3章、第4章、第7章については高齢福祉課から、第2章、第5章、第6章については介護保険課から説明させていただく。

○業務係長 それでは、第1章について説明をさせていただく。1ページを開いていただきたい。こちらは第1章 計画の策定にあたってとなっており、2ページから第1節 計画策定の背景と目的を記載している。3ページには第2節 計画の概要を記載している。

この第2節 計画の概要の1番には、計画の位置付けを記載している。2番 計画の期間の後に、3番目の計画策定の経過と第3節 計画策定に関わる制度改正等についてとなるが、こちらは、計画の素案ということで、割愛させていただいている。

2ページに戻り、第1節 計画策定の背景と目的については、第7次の計画の策定時は、団塊の世代が後期高齢者になるという2025年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築が必要であるということやってきた。第8次においては、団塊ジュニアが65歳以上になり、高齢者になるということ、2040年に前期高齢者の急増が見込まれており、今後、地域住民や地域の多様な主体が参画して、人や資源、世代や分野を超えてつながる地域共生社会に向かい、さらなる地域包括ケアシステムの深化、推進が必要と考えられている。更に、(3)立川市の取り組みについて、今の第7次の施策の概略について、記載をしている。

その後の2 策定の目的について、2040年をまた視野に入れなければいけないこともあり、それを見据えた上で、市の地域の特性を踏まえた地域包括ケアの充実を推し進め、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営めるよう、さらなる地域包括ケアシステムの深化、推進を行い、地域共生社会の実現を目指すことになっている。

次に第2節の説明をさせていただく。計画の概要について、各種計画との関係性を詰めさせていただいている。4ページでは、2計画の期間として、第7次・第7期や第9次・第9期など3年ごとに見直しを行っていくことを示している。

続いて、第3章の説明を行う。15ページから、計画の基本理念と基本目標を記載している。第3回介護保険運営協議会でも示したが、その後の計画策定等調査検討会の中で、協議を行っている。18ページでは、第2節 基本理念として、「個人を尊重し、人と人がつながり、住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるまちづくり」という理念を掲げている。次ページの第3節では、基本理念を実現するための基本目標を記載している。これは、第7次のときには5つの目標だったが、8つに再編成を行い、市民の皆様に分かりやすい言葉にしている。

次に第4章の説明をさせていただく。第4章は、先ほど話した基本理念や8つに細分化された基本目標を、その目標を実現するための各基本施策の方向性を図示したものになる。

第2節は各施策の内容となっており、基本目標ごとに集約をしている。1番目の目標である「いつまでも健やかに暮らせるまち」では、第7次計画で立川市が取り組んできた内容を記載している。また、第8次計画を策定するにあたり、立川市の現状や課題等を整理し、各基本施策を進めていく方針を記載している。施策の方向性と14個の基本施策を示し、本来この後に基本施策の詳細な説明が続くが、割愛している。

続いて、53ページの第7章の説明をさせていただく。こちらは、第1節 計画の推進と第2節 計画の進行管理の記載があり、第6期にはなく、第7期で記載が義務付けられ、記載している。第8次でも、78ある施策を各年度で振り返りを行い、評価および検証することを予定しており、計画の推進と計画の進行管理等を行っていく。

先ほど、第1章の説明をした時に、まだ一度も協議の場に出ていないものも割愛しているので、次回の第5回介護保険運営協議会で改めて示させていただき、協議いただきたい。

説明は以上となる。

○介護給付係長 続いて第2章、第5章、第6章について説明させていただく。まず、第2章 高齢者を取り巻く現状と課題について、5ページから14ページになる。こちらは、第3回介護保険運営協議会で提案をお示ししているが、素案では、第1節の立川市の高齢者の状況と第2節の要介護・要支援認定者サービス利用者の状況という2つの項目を盛り込んでいる。それ以降の第3節の日常生活圏域別の状況、第4節の事前調査結果から見た高齢者の現状と意向というアンケート結果の部分は割愛している。2つの項目の内容は前回示した内容と大きくは変更していないが、9ページの下の方の表は要介護・要支援認定者数を記載したほうが比較しやすいという意見をいただいたので追加している。なお、この第2章には表が各ページにあるが、数値に下線を引いた箇所は9月末現在の数値等が確

定できていない箇所になるので、1月の運協までにはある程度、確定した数値に変更する予定である。

14 ページについて、(1)在宅サービスの表が一番上にあるが、ここにケアマネジメント費が含まれているのかという質問を前回の計画策定等調査検討会でいただいた。こちらは含まれていることをお伝えする。

次は第5章介護保険事業に関する見込みで、37 ページから 46 ページになる。素案では 38 ページ、第1節のサービス利用量の見込みと 43 ページの第2節の保険給付費および地域支援事業費の見込みの2つの項目を盛り込み、それ以降の第3節のサービス別の利用量や給付費等は割愛している。この第5章は、計画策定等調査検討会で説明しているが、それ以外の委員の方には本日が初めての協議となるので、この場で簡単に説明させていただく。

まず、第8期の計画の利用者数や給付費の見込みについては、国の指示により今回から団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度の将来推定も追加している。

38 ページの第1号被保険者について、令和3年度以降も微増を続けるという推測になっており、後期高齢者の割合が増加していく。39 ページの要支援・要介護認定者数について、認定者数は被保険者数より割り出しており、令和5年度には認定者数が9,506人となる推定をしており、現在令和2年度より1,000人増加すると見込んでいる。

次に41、42 ページでは、サービス利用者数について、介護保険および地域支援事業の1ヶ月当たりのサービス平均利用者数について、第7期の実績と第8期の将来推計を示している。41 ページでは、令和7年度において、介護医療院の人数が増え、介護療養型医療施設がなくなるとなっているが、これは令和5年度までに介護療養型医療施設は介護医療院へ移行しなければならないからである。

43 ページでは、第2節保険給付費の総給付費を示している。総給付費というのは、居宅サービスや施設サービスの他に、ケアマネジャーがケアプランを立てるための居宅介護支援の費用、これらを含めたサービスに関わる給付費の総額になる。第7期は現時点で3年間のトータルを340億程度と見込んでいる。第8期については、認定者数も増えることから、トータルで380億程度と見積もっている。

44、45 ページでは、介護給付費と介護予防給付費に分けて、実績と推計を計算している。

46 ページの標準給付費については、先ほど申し上げた総給付費に加えて、施設に入っている方の食費や給付費を補助する特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等、表に記載されているものの総額になる。標準給付費は第7期で362億円程度、第8期では405億円程度、地域支援事業費は第7期で21億円程度、第8期で24億円程度見込んでいる。また、この標準給付費と地域支援事業費の額が保険料算定の基礎となる金額になる。

素案では割愛させていただいている第3節サービス別の利用量・給付費等、第4回計

画策定等調査検討会の資料1の11ページ以降は、サービス別に利用者数や給付費の実績と推計を表にしている。さらに、利用者数についてはグラフを使って推移を表にしている。コロナの関係で、令和2年度の利用率が落ちているが、今のところ、第8期の推計にはこの旨は考慮していない。また、下線が引いてある数値だが、今後、発表される改正案や他市の状況等も勘案して、第2章同様、1月の介護保険運営協議会で、ある程度、確定したものを示すので、ご了承いただきたい。ただし、大きくは変わらないと思う。

最後に、48ページから51ページの第6章介護保険料の設定については、介護保険運営協議会で初めて示すので、この場で説明させていただく。第6章は、第1節介護保険料の設定と、第2節利用者負担の軽減の2つの項目で構成する予定だが、素案では、第1節介護保険料の設定のみの掲載をしている。今回、掲載をしていない第2節は、第7期の計画にも記載がある高額介護サービス費、施設に入所した場合の食費、居住費等の減額の制度、立川市独自の利用軽減制度等を説明していく内容となる予定である。素案に載っている第1節介護保険料の設定については、介護保険料係長から説明させていただく。

○介護保険料係長 第6章介護保険料の設定について、説明させていただく。48ページの第1節介護保険料の設定では介護給付の財源と地域支援事業の財源について説明をしている。保険給付の財源は基本的に50%が国、東京都、市の交付から、残りの50%を65歳以上の第1号被保険者と、40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料でまかなわれている。第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は23%と27%となっており、この比率は全国ベースの人数の比率となっている。

また、(2)地域支援事業の財源の包括支援事業と任意事業については、第2号被保険者分の保険料は導入されていない。国が38.5%、東京都と市がそれぞれ19.25%、第1号被保険者が23%の負担割合になっている。このように、給付財源の23%が第1号被保険者の保険料でまかなわれている構造となっている。

次に、49ページの保険料の所得段階の設定について、第1号被保険者の保険料は負担能力に応じた負担を求める観点から、所得状況によって段階的に設定をされている。第7期では、国の定めた9段階の標準段階に対して、立川市が14段階を設定している。また、保険料についても、区市町村によって、独自で定めることができるようになっている。第8期計画では、所得段階や保険料率について第7期の計画の数値を引き継いでいくことを考えているが、国から標準数値が示されていないので、今後動向を見て、再検討する場合もあるので、検討中とさせていただいている。

50ページの保険料の基準額は、保険者、区市町村によって必要な給付の金額や、65歳以上の人数がそれぞれ異なるので、基準額は保険者ごとに異なっている。計画期間中に必要な標準給付費と、地域支援事業費の見込み額を推計し記載している。計算式で算定しており、年額基準額はAの保険料の収納必要額をBの保険料の予定収納率で割り、Cの延べ第1号被保険者数で割ったものになる。Aの保険料収納必要額は下の表に示されてお

り、①から⑤の項目の金額を推計し算出する。①の標準給付費見込み額と、②の地域支援事業費見込み額は、先ほど、給付係長から説明のあった46ページのそれぞれの推計値の合計の金額となる。標準給付費見込み額は404億7,080万9,000円、地域支援事業費見込み額は24億2,370万8,000円となっている。これを合計した額に第1号被保険者の財源の負担率23%を掛ける。この数字に国の調整交付金で交付されない金額、財政安定化基金や償還金を足したものから、これまで立川市が積み立ててきた基金で取り崩せる額を引いた額がAの保険料の収納必要額となる。現在、④の財政安定化拠出金と償還金は0円、⑤の介護保険準備基金取り崩しをしないという想定で算出した結果が下に記載されており、101億2,602万9,000円となる。

次に、Bの保険料の予定収納率だが、第1号被保険者の保険料は年金から天引きされる特別徴収と納付書で納める普通徴収がある。特別徴収は100%収納されるが、普通徴収は、過去の実績等を踏まえ、実際に収納される保険料の見込み額の割合を設定する。平成31年度の収納率は98.7%で、過去3年間の平均収納率は98%を超えているが、今後、収納率が悪化し、保険給付費に不足が生じないよう第8期も第7期同様、97.5%に設定をしたいと考えている。

51ページのCの延べ第1号被保険者の数だが、第8期計画中の3年間に、保険料を負担いただく第1号被保険者の数を今の段階の想定では、13万7,634人と推計をしている。

これらのA、B、Cの数値を50ページの計算式に当てはめると、保険料の基準額は年額で7万5,459円、月額では6,288円となる。現時点では、保険料の基準額は月額6,288円と算定しているが、今後、給付費の推計値や基金の取り崩しの額等により、示した基準額は変動することが見込まれるので、月額6000円から6300円の範囲で設定することを想定している。

確定していない項目が多く恐縮だが、了承いただければと思う。説明は以上となる。

○会長 遅れてしまい申し訳ない。ここから司会・進行をさせていただく。今の説明にあった素案について、意見等はあるか。

○A委員 13ページの要介護・要支援認定率の推移推計について、令和7年度までは年率0.5%以下の上昇だが、令和22年度は37.52%で、令和7年度は32.19%となっている。7年度から令和22年度の15年間で計算したところ、上昇率が1.026%になる。これまで大体上昇率が0.5%以下だったものが、急に倍になるのはなにか理由があるのか。

○副会長 前回の計画策定等調査検討会でも同じような質問をさせていただいていた。私はこの率の上がり方が低いのではないかという逆の意見である。この令和7年度から22年度の間、団塊の世代が後期高齢からさらに超後期高齢に入っていく、要介護認定が上がるのではないかと想像している。それに加え、私も団塊ジュニアだが、我々が高齢者に



なっていくので、今の生活習慣の中で我々は元気になっていくのか、あるいは、もっと要介護になりやすいのか分からないが、超高齢者や後期高齢者の方々はどんどん増えていく。元気な高齢者も増えるが、今のデータでは後期高齢の方が要介護認定率は高い。そういう方が年を重ねていくので、このぐらいの年率に収まるか、もう少し上がるか、A委員がおっしゃるようにもっと低いかもかもしれない。

○A委員 高過ぎだと言っているのではない。団塊ジュニアの人が増えることは当然だと思うが、団塊ジュニアは不健康な人が多いということも考えにくく、率は大きく変わらないのではないかと思った。

○介護給付係長 少し上がり過ぎだとも感じる。今回 37.52%を示しているが、推計をし直している最中であり、ここまでは上がらない可能性もある。現時点ではお示しできないが、事務局でもう一度検討を行い、1月の介護保険運営協議会で、もう一度説明させていただけたらと思う。

○A委員 了解した。

○会長 どういう根拠で上がったのか精査するということもあるが、副会長も述べていたように、85歳以上の人口ボリュームが現在の平均寿命を考えるとさらに増えていくことが予測されている。要介護等認定者のうち、半数が自立度2以上の認知症の人である。また、認知症の方の出現率は85歳を超えると、20%を超えていく。高齢者人口のボリュームで85歳以上が増え、今のバランスよりもさらに85歳以上の方が増えてくると、恐らく率も上がってくると予測される。これは、85歳以上の人口がどれだけ増えるのかというデータや予測を出さないと何ともいえない。

85歳以上の平均寿命が急に下がるということは考えにくい。現時点で女性は85歳を超えており、この状態が続くと、高齢者人口の中に占める85歳以上の人口の比率が増え、厳しい話となる。世界的に統計を見ても、85歳以上の認知症の出現率は低めに見て20%を超えてくる。

ただ、事務局はパーセンテージが上がった理由を説明できるように準備していないといけない。考えられるのは、85歳以上の人口比率がどれだけ増えてくるかということが影響していると思う。今の時点では、それぐらいしかわからない。どういう根拠で上げているのかを準備していただきたい。

○A委員 85歳以上が増えるとあったが、大量にそのジュニアが入ってくることに伴い、年齢的には平均が下がるという見方もあると思う。

○会長 人口の動態の予測では、85 歳以上の人口が増えてくることは確実に、急に寿命は短くならないということはある。ただし、それが正しいかどうかわからず、そのとおりに行くとは限らない。おっしゃることも事実だと思う。

他には意見はあるか。

○A委員 目標ごとに基本施策が七十何項か挙がっているが、これの説明はもうできているのか。第7次も参加していたが、この七十何項目はかなり重要で、早めに見たいと思っているが、ここには載っていない。もうできているのであれば、何らかの見る方法を教えていただきたい。

○介護給付係長 第3回の運営協議会で資料1として第3章と第4章をお配りしており、それに記載している。多少、内容が変わっていることもあるが、それを見ていただきたい。

○A委員 調べてみる。

○会長 他に意見はあるか。

○副会長 恐らく、この後にスケジュールの説明があると思うが、この段階でスケジュールを今一度説明いただいてもよいか。パブリックコメントに出し、内容の更新、そして、計画策定と流れると思うが、この会が今どこの位置にいるのかというのが、まだわかりにくいと思った。

○介護給付係長 今日の協議後、12月の初めに厚生産業委員会へ提出させていただく。承認後、12月15日からパブリックコメントを行い、市民の方からのご意見等を伺う。1月12日までが期間となる。その後、意見を反映させ、1月20日の第5回介護保険運営協議会で全体の提案を示す予定である。そちらでさらに協議をしていただき、意見等を精査、調整を行い、2月8日の第6回運営協議会で答申をするという流れになっている。

○副会長 パブリックコメントに出して、意見を整理して、それを我々が把握できるのはいつになるのか。

○介護給付係長 1月20日が介護保険運営協議会なので、事前にお示ししたいと思っているが、12日までコメントを募集するので、お渡しできるのはギリギリになってしまう。

○副会長 その場合、この会でしっかり素案を確定させ、質問があれば、皆さんからいただいたほうが良いということになる。

○会長 他に意見はあるか。では、他の議題のほうに入り、最後に素案のことで意見あれば言っていたらと思う。

#### 【4 介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定有効期間の改正について】

○会長 続いて、報告事項の1点目になる。介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定有効期間の改正について事務局から説明をお願いします。

○介護予防推進係長 資料2をご覧ください。介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定有効期間の改正について説明する。現行では、平成28年4月より開始された介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業のホームヘルパーによる訪問型サービス事業およびデイサービスである通所型サービス事業の事業者の指定の有効期間は介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等に関する規則、第3条、第2項により、3年としている。

今までの指定の更新の経過について、平成28年4月から平成29年3月までの介護保険給付からの移行期間のみなし指定と、その間の新規指定があったものが指定を経て、平成30年4月1日以降の従前の指定ではない新基準による介護予防・日常生活支援総合事業の完全移行に伴い、平成30年4月1日付で一斉更新を行っている。そのため、平成30年4月1日付で一斉更新を行った事業所は令和3年3月31日で指定の有効期間が満了するということになる。その満了する事業所は今のところ訪問型サービス事業所で45事業所、通所型サービス事業所で56事業所ある。

改正案としては、令和3年4月1日以降の指定の有効期間を6年としたいと考えている。改正の理由は、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業所等の指定の更新期間である6年に合わせるということ。3年から6年にすることにより、指定更新に係る事業者の事務負担の軽減を図る。当初、新しい総合事業、新しい事業だったので、この事業計画に合わせた3年間を有効期間としたが、介護保険給付から介護予防・日常生活支援総合事業に移行されて4年が経過しており、適正に事業が運用されているということで、3年を6年にする指定期限の有効期間を改正したいと考えている。参考として、近隣市の状況は調査した8市全て6年となっている。

今回の運営協議会で承認いただき、令和3年4月1日付で介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等に関する規則を改正する予定である。説明は以上となる。

○会長 今の説明について、質問等はあるか。

#### 【5 パブリックコメント及び市民説明会の開催について】

○会長 続いて、報告事項の2点目になる。パブリックコメントおよび市民説明会の開催に

ついて、事務局から説明をお願いします。

○介護給付係長 資料3の差し替え版をお出しいただきたい。素案の公表場所に、女性総合センターアトムが抜けていたので、差し替えを行っている。その他の変更はない。

パブリックコメントの実施および市民説明会の開催について、パブリックコメントは先ほど話したように、12月15日から来年、令和3年1月12日までこちらに書いてある窓口で公表をさせていただく。意見の提出方法はホームページや窓口、ファックス、Eメール、郵便等で提出していただく予定となっている。

市民説明会は、3年に1回の介護保険制度の改正の際に、毎回実施しており、今回も2月7日と12日に開催という予定である。説明は以上となる。

○会長 今の説明について、質問等があるか。

○副会長 パブリックコメントや市民説明会では、他の市と比べて保険料がどうなっているのかが、市民の方は一番気になってくると思うが、この辺りも情報は出てきているのか。

○介護保険課長 介護保険料は、12月15日の時点では申し訳ないが間に合わない。皆さまに示すのは、1月の第5回介護保険運営協議会なので、市民の方もその時点で傍聴されればわかる。

他市の状況だが、介護保険料の上げ下げというのはけん制し合っており、なるべく1位になりたくないというのがある。26市の場合、1位が西東京で、2位が武蔵野市という現在の状況はお示しできるが、第8期については、2月、3月の議会で諮られて承認を得て決定されるので、確定したものを示すことができない状況である。

○副会長 2月7日、12日も難しいのか。そこまでには出るのか。

○介護保険課長 2月7日、12日の時点では議会に最後の原案というのを示す。その時点で介護保険の準備基金、貯金をどの程度使うのか、どの程度値上げするのかといった最終的な立川市の案は、議会に提出しているので、まだ決定ではないが、市民説明会でも案として示す。

○副会長 市民説明会までに他市の状況も確認していただけると、委員の方も納得できると思う。

○B委員 市民説明会について、コロナでなかなか集まることが難しい状況で、2月もどうなるかわからない。市民説明会の様子を当日や後日に動画配信することは検討している

のか。

○介護給付係長 まだそこまでは考えていない。カメラを使い、配信ができるかどうかを情報推進課に確認し、今度の介護保険運営協議会でまたお話しする。

○会長 保険料の話と同じで、他市では説明会を動画配信する方針を決めているところもある。できる限り検討した方がよい。この状況下だと、人が集まりにくくなる可能性もある。

#### 【6 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の開設・廃止について】

○会長 続いて、報告事項の3点目となる。地域密着型サービス事業所および居宅介護支援事業所の開設・廃止について、事務局から説明をお願いします。

○事業者係長 資料4を見ていただきたい。1 地域密着型サービス事業所の開設から先に説明する。事業所の名称はデイサービス ディーフェスタ立川、運営法人は大和リビングケア株式会社、所在地は立川市幸町 2-53-1、サービス種類は地域密着型通所介護、定員は15名、開設時期は令和2年10月1日となっている。こちら、サービス付き高齢者住宅併設のデイサービスで、特定施設の指定を取った。その影響もあり、元々定員が19名で、東京都が指定をしている通所介護事業所が定員を減らして、地域密着型通所介護となった。

次に、事業所名称はリハラボディ立川、運営法人は株式会社キャディ、事業所の所在地は立川市若葉町 1-9-1 グリーングレスト 101号、サービス種別は地域密着型通所介護で定員10名、開設時期は令和2年11月1日となっている。これは下の地域密着型サービス事業所の廃止と併せて見ていただきたいが、基本的には10月31日と11月1日をもって、運営法人の事業分割のために廃止と開設になる。

最後に、居宅介護支援事業所の開設・廃止についてだが、今回報告することはない。以上となる。

○会長 今の説明について、質問はあるか。

#### 【7 令和2年度における認知症高齢者グループホームおよび小規模多機能型居宅介護事業所の開設について】

○会長 続いて、報告事項の4点目、令和2年度における認知症高齢者グループホームおよび小規模多機能型居宅介護事業所の開設について、お願いします。

○事業所係長 資料5を見ていただきたい。まず、施設の概要について説明する。事業所の

名称は花物語たちかわ、こちらは認知症高齢者グループホーム。次に、花織たちかわは小規模多機能型居宅介護事業所。事業所の所在地は立川市幸町 3-7-10。整備手法はオーナー整備型であり、建物の整備をする方の所に運営法人が入り、グループホームとして運用するという計画になっている。開設年月日は令和 2 年 8 月 1 日。敷地面積は 472.63 m<sup>2</sup>。建物は鉄骨造の 3 階で、延床面積は 660.07 m<sup>2</sup>、1 階は小規模活動型居宅介護事業所、2 階、3 階は認知症高齢者グループホームがそれぞれ 1 ユニットずつ。事業所の定員は、認知症高齢者グループホームが定員 18 名、内訳でいうと、1 ユニット 9 名でそれが 2 つとなっている。小規模多機能型居宅介護は、登録定員が 29 名、通いサービス利用者定員が 18 名、宿泊サービス利用者定員が 8 名となっている。

運営事業者の概要は、法人名は株式会社日本アメニティライフ協会、本店の所在地は神奈川県横浜市青葉区みたけ台 5 番地 10、資本金は 5000 万円。認知症グループホームで、国内に 73 事業所あり、小規模多機能型居宅介護事業所に関しては 21 事業所を持っている。この事業者選定を行うときに、トイレの設置数をもともと 2 だったが、3 とし、そのうち、1 以上、車いす使用者のものとするということと条件を付した。その結果、以下の図面のとおり、各階のトイレの設置数を 3 とし、そのうち 1 カ所を車いす使用者用とした。

最後に、入居者数の推移について説明する。グループホームの花物語たちかわだが、8 月 1 日に開設した時点で、定員 18 名中 13 名、9 月 1 日付では 15 名となった。この 9 月 1 日の際には、既に 3 名契約が決まっており、事実上 18 名といった状態である。10 月も 18 名で、11 月は、入院してすぐに退所した方がおり、12 月は 18 に戻る予定である。

小規模多機能型居宅介護事業所の花織たちかわは、8 月にスタートした時は 1 名、9 月が 4 名、10 月が 6 名、11 月では 8 名、12 月が 11 名と、順調に登録者数を伸ばしている。説明は以上となる。

○会長 今回の説明について、質問はあるか。

○C 委員 グループホームが整備されて、今、待機者はどれぐらいなのか。

○事業者係長 待機者数は、今すぐには出てこない。各グループホームで待機者は出ているが、一方では空室が出る状況もある。去年を見ても、2、3 名は 2 カ月程待機しており、全く空室がない状態だった。直近の 11 月 1 日現在では空室が 6。認知症高齢者グループホームに入りたいということであれば、市内でも 11 カ所あり、そのうちの半数以上は空きがあるので、どこか選択ができるという状態にある。

○会長 直近の話とはいえ、待機があるにもかかわらず空室が出てしまうのはどういう状況なのか。

○事業者係長 市内のグループホームの管理者と話す機会があった。先週話した中では、待機者が名簿に登録しておいても、いざ施設のほうから空きができたと声を掛けても、その人がすぐ入所するかというと、そうでもないという実態がある。

今回の事業所整備により、ある程度は、利用者の方が入所したいといったときに入れるようになった。ただ、事業者の整備を誤ると、空室が多くなる。グループホームというのは稼働率が95%なのか97%なのか、事業所によって恐らく分岐点が違うが、高い稼働率を維持しなければいけないということもある。今回も計画において、当初の目標に達していると思う。今後は、その需要を見ながら整備計画を進めていければと思う。

○会長 リストに挙がり、載ってはいるがというのは前からあった話である。それでも、直近で目立ったのには何か理由があるのか。空室が出てしまうメカニズムはそのとおりだと思うが、今までは空室が目立たなかったのが、直近で目立ったのには何か理由があったのかということをお伺いしたかった。また報告や検討をいただきたい。

以上で、報告事項までも終了になるが、素案のことで聞くべきことや気になることはあるか。固めたものはもう少し先になるが、保険料の目安も出てきている。

○A委員 時間がなくて、各施策と規約等を全然見ていないため、何かあった場合は後で連絡するというだけでよい。

○会長 期限は区切ったほうがよいが、良いと思う。

○介護給付係長 質問等がある場合、メールや電話でよいので、連絡をいただければと思う。期限は内部で調整し、皆さまのメールアドレスをわかっているので、メールをさせていただく。

○会長 そのような連絡が来るので、気付いたことがあればよろしく願います。

## 【8 事務局からの連絡】

○会長 本日、予定した協議、報告事項は全て終了したが、事務局から連絡事項はあるか。

○介護給付係長 事務局から連絡させていただく。次回の運営協議会は令和3年1月20日、午後3時、101会議室になる。開催通知等は1月10日頃、郵送させていただく予定である。事務局からは以上となる。

○会長 これをもって、第4回 介護保険運営協議会を終了する。

午後4時40分 開会